鳥取県告示第 742 号

障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) 第 32 条第 1 項の規定に基づき、指定相談支援事業者を指定したので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 13 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名称	主たる事務所の	指定に係る相談支援事	指定に係る相談支援事業	指定年月日
	所在地	業を行う事業所の名称	を行う事業所の所在地	
社会福祉法人	東伯郡湯梨浜町	湯梨浜町社会福祉協議	東伯郡湯梨浜町大字泊	平成18年10月1日
湯梨浜町社会	大字泊 1085-1	会相談支援事業所	1085 - 1	
福祉協議会				
社会福祉法人	米子市内町 122	倉吉市障害者地域生活	倉吉市幸町 529	
地域でくらす		支援センターぽかぽか		JJ
会				
社会福祉法人	東伯郡北栄町瀬	社会福祉法人北栄町社	東伯郡北栄町田井 46-	
北栄町社会福	戸 36-2	会福祉協議会相談支援	2	JJ
祉協議会		事業所		